

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県収用委員会事務局(以下「事務局」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 鳥取県収用委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に事務局長のほか、次長、副主幹及び主事(以下これらを「職員」という。)を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。

3 副主幹は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

4 主事は、上司の命を受け、一般事務を処理する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。